

保健所業務の重点化等について

令和2年**10**月2日
健康医療部

新型コロナウイルス感染症に関する今後の保健所業務について

【基本的な考え方】

- 本年秋冬については、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の同時到来の可能性
- 発熱患者・陽性者・自宅療養者が大幅に増加するとともにクラスター対策等保健所業務が逼迫する恐れがある。
- 死亡者を減らすため、高齢者施設等のクラスター対策や重症者、ハイリスク者への対応など、保健所が専門性を発揮できるように、感染拡大の状況に応じて、さらなる業務の重点化、効率化、他機関との役割分担を進める。

	①電話相談 及び検査・受診調整	②検査結果通知	③入院等療養調整	④病状把握
現行業務	【保健所実施】 ○帰国者・接触者外来受診調整 ○ドライブスルー検査受診調整 【業務委託】 ○新型コロナ受診相談センター	【保健所実施】 ○検査結果電話連絡 (保健所検査調整分) ○発生届受理	【保健所実施】 ○全陽性者の療養方法決定・ 伝達(入院・宿泊・自宅療養) 【業務一元化】 ○入院フォローアップセンター ○宿泊調整チーム	【保健所実施】 ○全陽性者の病状把握 (入院・宿泊・自宅療養) 【ICT活用】 ○システム(kintone)、アプリによる病状把握
方向性	【役割分担】 ○診療・検査医療機関(仮称)との役割分担	【効率化】 ○陰性結果通知のICT化 (保健所検査調整分) ○HER-SYS入力の促進	【役割分担】 ○診療・検査医療機関(仮称)との役割分担	【重点化】 ○自宅療養者の病状把握は受動的対応を基本 ○病状把握はHER-SYSへ順次移行
	⑤積極的疫学調査	⑥クラスター対応	⑦濃厚接触者の対応	⑧検疫・COCOA対応
現行業務	【保健所】 ○全陽性者について、国実施要領に基づく詳細な調査を実施	【保健所】 ○感染状況に応じた段階的検査の実施 【業務支援】 ○院内感染対策支援チーム ○クラスター班	【保健所】 ○全対象者に健康観察と検査を実施 【業務一元化】 ○濃厚接触者フォローアップセンター (府保健所・大阪市保健所)	【保健所】 ○健康観察(中核市)、検体回収 【業務一元化】 ○検疫フォローアップセンター (府保健所・大阪市保健所) ○大阪府COCOA接触者センター (府保健所)
方向性	【重点化】 ○クラスター発生リスクの高い施設等の調査を重点的に実施	【重点化】 ○クラスター発生初期段階から積極的検査等対応強化	【重点化】 ○ハイリスク者へ重点化 ○濃厚接触者の検査機会充実	【業務一元化】 ○業務一元化を拡大 ○対象者の検査機会の充実

※「現行業務」の太字は既に業務の見直しを図っているもの、「方向性」の太字は今後重点化等を図るもの 1

感染拡大期に備えた相談・受診体制の充実について

- 相談対応について、現在の保健所(新型コロナ受診相談センター)に加え、かかりつけ医等地域で身近な医療機関を追加する。
- 相談する医療機関に迷う場合等の相談対応は、引き続き、保健所(受診・相談センター)が担う。

現状

秋冬のインフルエンザ流行期・感染拡大期

【①電話相談及び検査・受診調整】

(1) 発熱等有症状者の相談対応

① 保健所(新型コロナ受診相談センター)へ電話相談(外部委託)

【コールセンター(外部委託)】
・有症状者からの電話相談対応
・疑い例は、保健所へ引き継ぐ

【保健所】

・コールセンターからの引き継ぎ対応
・有症状者からの電話相談対応
(※直接電話がかかってきた場合)

① かかりつけ医等の身近な医療機関へ電話相談

・発熱等の症状を生じたかかりつけ医を持つ患者等が、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関に電話等で相談
⇒「診療・検査医療機関(仮称)(当該医療機関を含む)」を案内

② 保健所(受診・相談センター(仮称))へ電話相談

・特に、かかりつけ医を持たない、相談する医療機関に迷う、夜間・休日などは「保健所(受診・相談センター(仮称))」へ電話相談
【コールセンター(外部委託)】
・「診療・検査医療機関(仮称)」を案内
【保健所】(※直接電話がかかってきた場合)
・有症状者からの電話相談対応

課題

- ・相談先の公表・周知
- ・診療・検査フローの徹底
- ・診療・検査医療機関の確保
- ・受診・検査基準の統一化

(2) 疑い例の場合の受診調整

① 保健所の受診調整

・コールセンターから引き継ぎを受けた保健所がスクリーニングを行い、疑い例は「帰国者・接触者外来」等につなぐ

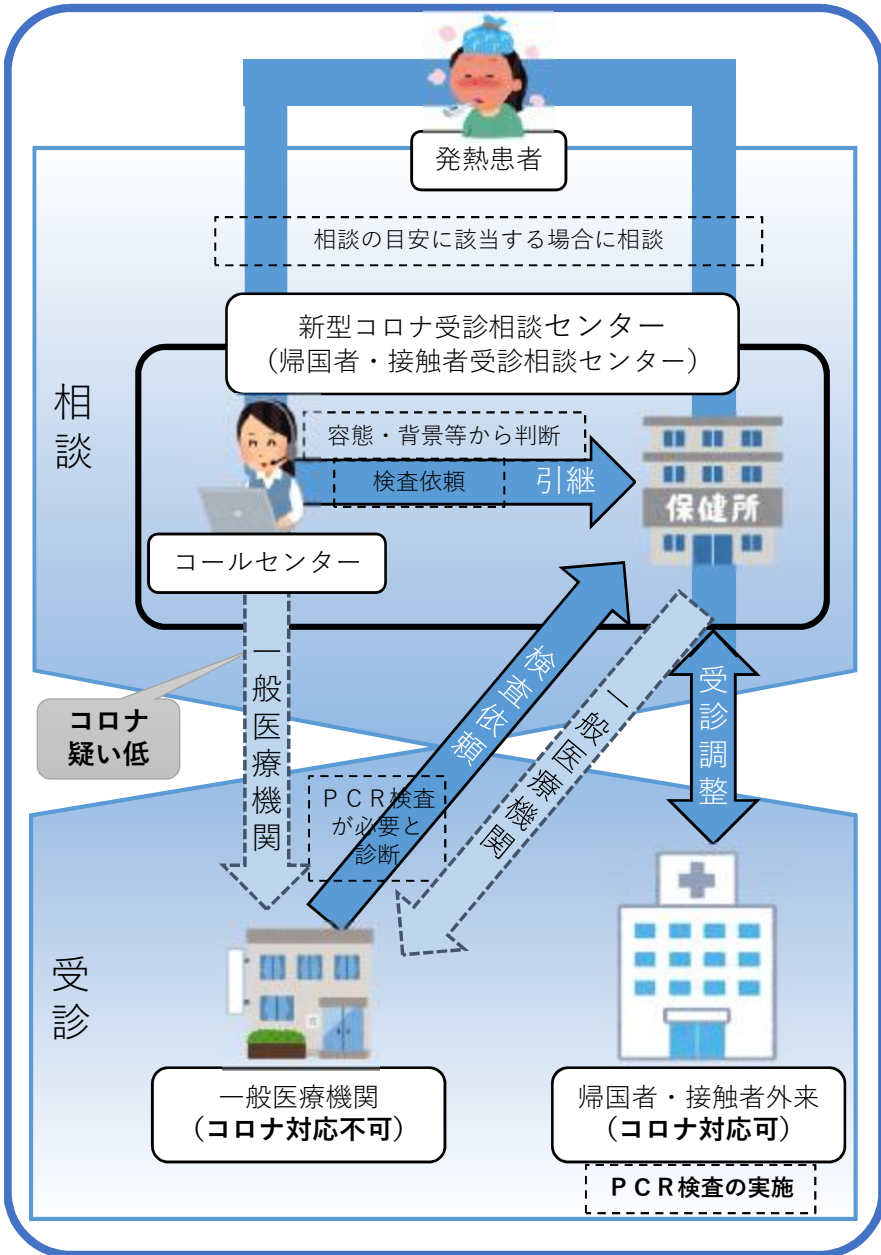
① 保健所を介さず、診療可能な医療機関を案内

・かかりつけ医等が「診療・検査医療機関(仮称)(当該医療機関を含む)」を直接案内
・受診・相談センター(仮称)【コールセンター】は、土日祝日・夜間を含み、保健所を介することなく直接受診先を案内

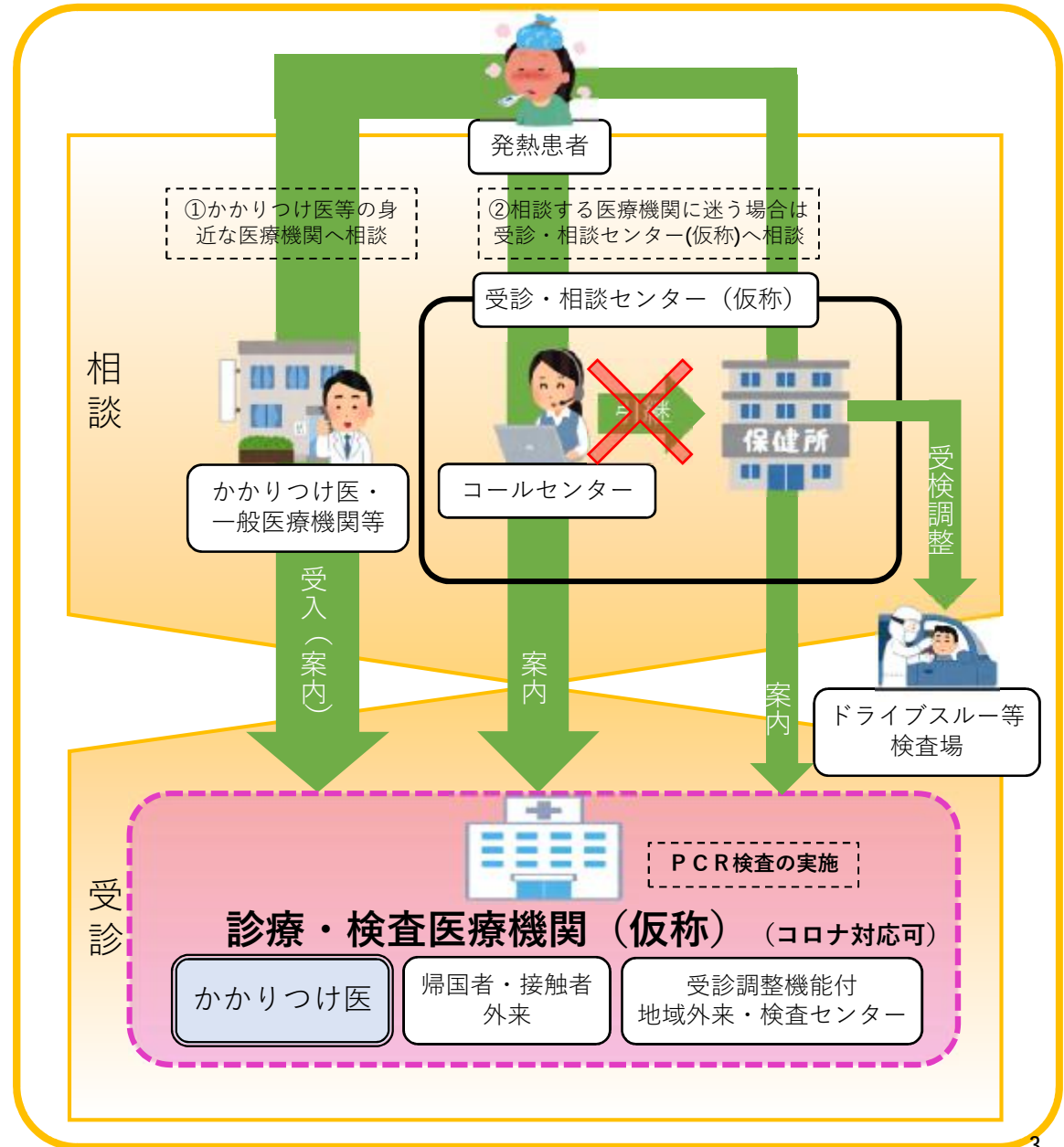
課題

- ・診療・検査医療機関の確保

現状



秋冬のインフルエンザ流行・感染拡大期



感染拡大期に備えた保健所の業務の方向性について

現状

秋冬のインフルエンザ流行期・感染拡大期

【②検査結果通知】

結果連絡

- 保健所実施分は、保健所から陽性、陰性ともに電話で本人に連絡

発生届の受理

- 医療機関からFAXで受理

結果連絡の効率化

- 保健所からの陰性者への結果連絡をICT化し効率化

システム活用による届出の効率化

- 医療機関にHER-SYS入力による届出を促進
(システムに対応できない場合は従来通り)

効率化

【③入院等療養調整】

全陽性者のトリアージを実施

- 全陽性者の療養方法を決定
(入院・宿泊・自宅療養)

診療・検査医療機関(仮称)における検査結果通知と療養方法伝達

- 診療・検査医療機関から検査結果連絡にあわせ、
自宅療養対象者には、療養方法と急変時の連絡先を伝達
- 自宅療養者以外の療養方法の決定は保健所が実施

役割分担

課題

- 診療・検査医療機関との調整

【④病状把握】

全陽性者の病状把握

- 入院・宿泊は療養先からの情報を確認
- 自宅療養は電話やアプリで状況を確認

陽性者の病状把握は重症化リスクの高い者に重点化

- ハイリスク者以外の自宅療養者に対する病状把握は
受動的対応を基本とする。

重点化

課題

- 急変時や連絡がつかない場合の
フォローアップ体制の
整備
- 自宅療養者に対する
支援強化

【⑤積極的疫学調査】

- 国要領に基づく詳細な調査を実施

○クラスター発生リスクの高い施設やハイリスク者との 接触歴等の調査は重点的に実施

- 全陽性者に対する積極的疫学調査は引き続き実施し、
濃厚接触者を特定

重点化

【⑥クラスター対応】

- 感染状況に応じた段階的検査実施

- クラスター発生初期段階から積極的検査等対応強化

重点化

課題

- 保健所への応援体制
整備

感染拡大期に備えた保健所の業務の方向性について

現状

秋冬のインフルエンザ流行期・感染拡大期

【⑦濃厚接触者の対応】

検査・健康観察

- 全濃厚接触者に検査と健康観察を実施



検査・健康観察

- 保健所の能動的対応はハイリスク者に重点化
- 濃厚接触者全体の検査が円滑に実施できる体制の整備を検討

重点化

課題

- 検査受検体制の整備

【⑧検疫・COCOA(接触確認アプリ)対応】

検疫フォローアップ

(帰国者に対する健康観察)

- 検疫フォローアップセンター設置
(府保健所・大阪市保健所管轄分)
により、電話やアプリ等により能動的
に実施



検疫フォローアップ

- 検疫フォローアップセンター業務を継続。
- 症状出現があれば連絡をもらう受動型へ移行

業務一元化

課題

- 国(検疫法)との調整
- 大阪市以外の政令市中核市管轄分についての対応

COCOA(接触確認アプリ)対応

- 大阪府COCOA接触者センター
設置(府保健所管轄分)により、
検査希望者を受付
- 保健所にて検体回収・検査



COCOA(接触確認アプリ)対応

- 保健所を介さずに検体回収・検査が実施できるよう業務を
外部委託

- 政令市中核市管轄分
についての対応

保健所業務の今後の方向性に関する国通知等との整合性（参考①）

項目	府の方向性(案)	国の関連通知等	通知等との整合性
①電話相談及び検査・受診調整	診療・検査医療機関（仮称）との役割分担を行い、保健所を介さない相談及び検査・受診調整を実施	<p>【通知等】 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日事務連絡）</p> <p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、<u>発熱患者等が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制について、整備をすること</u> 帰国者・接触者相談センターは、夜間・休日の緊急相談先として、体制を維持・確保すること（受診・相談センター（仮称）） <p>【参考通知】 「帰国者・接触者相談センターの運営について」（令和2年3月11日事務連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センター業務の全部又は一部について、外部委託することも可能とする。 	○診療・検査医療機関（仮称）と役割分担を行い、保健所を介さない相談及び検査・受診調整の実施は可能
③入院等療養調整	診療・検査医療機関（仮称）から検査結果連絡にあわせ、自宅療養者に療養方法と緊急連絡先を伝達	<p>【通知等】 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項」（第4版）（令和2年8月7日改訂）</p> <p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅療養の対象者については、軽症者等であって、宿泊療養等が適当と医師が判断した者のうち、<u>都道府県等において自宅療養により対応するとされた者</u> 	○府で作成した判断基準（フローチャート）に基づいて、診療・検査医療機関（仮称）の医師が自宅療養者に療養方法と緊急連絡先を伝達することは可能
④病状把握	ハイリスク者以外の自宅療養者に対する病状把握は受動的対応を基本とする。	<p>【通知等】 「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付事務連絡）</p> <p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅療養中の患者へのフォローアップとは、症状が悪化した場合など、医療の提供が必要となった場合に、当該患者が適切に医療機関を受診できるようにするためのもの。 都道府県等は、<u>定期的な自宅療養中の患者の健康状態把握、その患者からの相談を受ける体制、症状悪化時の速やかな医療機関受診体制を合わせて自宅療養中の患者へのフォローアップ体制を整備すること</u> 	○健康状態の定期的な把握ができること、症状が変化した際に連絡・相談を受ける体制を確保した上で、受動的な体制にすることは可能

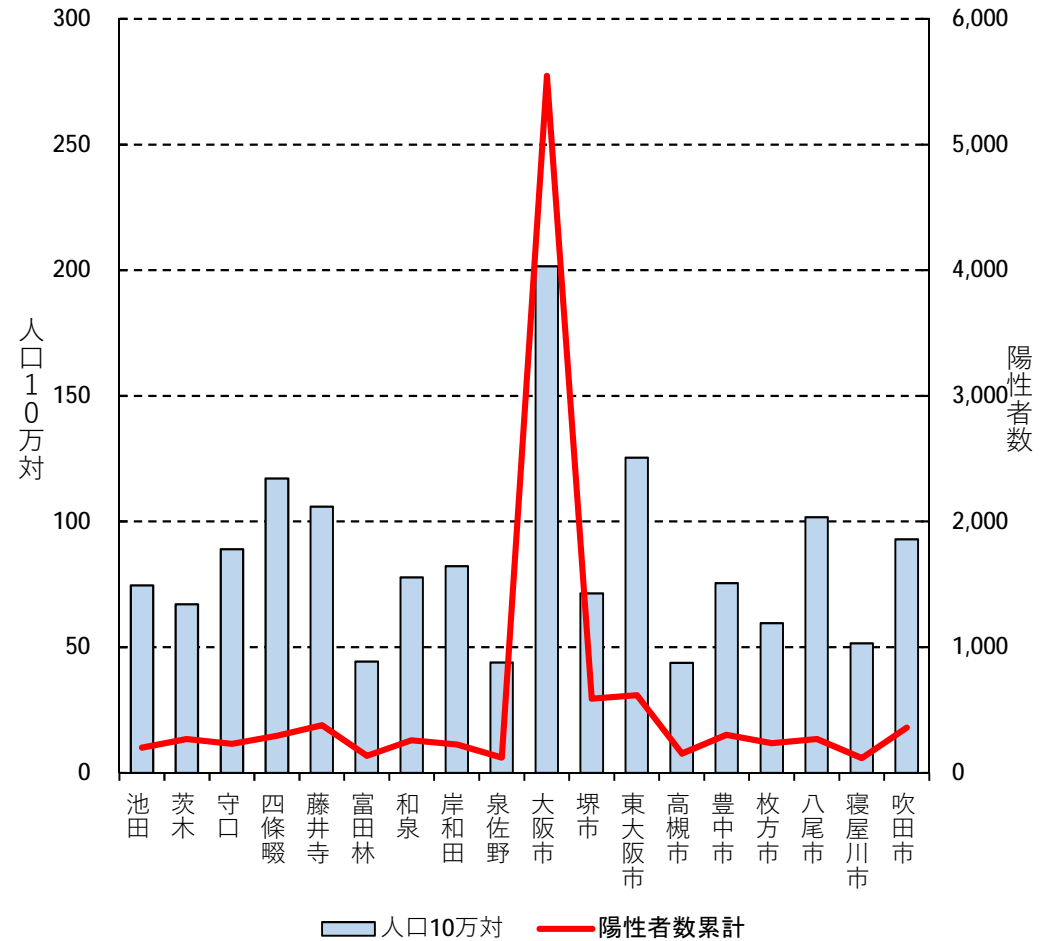
保健所業務の今後の方向性に関する国通知等との整合性（参考①）

項目	方向性	関連通知等	通知等との整合性
<p>⑤積極的疫学調査</p> <p>⑦濃厚接触者対応</p>	<p>【積極的疫学調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クラスター発生リスクの高い施設やハイリスク者との接触歴等の調査は重点的に実施 ○全陽性者に対する積極的疫学調査は引き続き実施 <p>【濃厚接触者対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所の能動的対応はハイリスク者に限定 ○濃厚接触者全体の検査が円滑に実施できる体制整備を検討 	<p>【通知等】</p> <p>「患者数の増加等を踏まえた積極的疫学調査の優先順位付け等について」（令和2年4月20日付事務連絡）</p> <p>【抜粋】</p> <p>以下の場合には、積極的疫学調査において、<u>優先順位をつけた対応を実施。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定警戒都道府県」に指定された場合 ・<u>それ以外の都道府県においては、厚生労働省と相談の上、対応</u> <p>【関係通知】</p> <p>「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所作成 令和2年5月29日最終改定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○優先順位をつけた対応については、内容等も含め、地域の実情に応じて対応可能 ○濃厚接触者については、実施要領に基づいた対応が想定されて、積極的疫学調査による特定が必要。
<p>⑥クラスター対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○クラスター発生初期段階から積極的検査等対応強化 	<p>【通知等】</p> <p>「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について（令和2年9月15日付事務連絡）</p> <p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、<u>その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に一斉・定期的な検査の実施をお願いしたい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○国通知に基づき、重点化したクラスター対応策を実施することは可能

保健所別陽性者発生状況（参考②）

保健所別陽性者発生状況（令和2年9月29日）

保健所	陽性者数累計	人口10万対	保健所	陽性者数累計	人口10万対
池田	200	74.6	大阪市	5,547	201.6
茨木	269	67.0	堺市	589	71.3
守口	232	88.9	東大阪市	618	125.4
四條畷	294	117.2	高槻市	152	43.7
藤井寺	379	105.9	豊中市	303	75.5
富田林	134	44.3	枚方市	237	59.6
和泉	258	77.7	八尾市	270	101.7
岸和田	225	82.2	寝屋川市	118	51.6
泉佐野	122	43.9	吹田市	357	92.9
			府内計	10,304	116.8
			大阪府外	163	—
			調査中	67	—
			合計	10,534	—



※人口10万対は大阪府毎月推計人口統計・令和2年9月1日現在より算出